牧之原市議会の傍聴について

議会を傍聴する場合は、静粛を旨とし、次の事項を守るようお願いいたします。

(傍聴人の遵守事項) 牧之原市議会傍聴規則第8条から抜粋

- 1 議場における言論に対して<u>拍手その他の方法により公然と可否を表明しない</u>こと。
- 2 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- 3 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 7 携帯電話等の通信機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、<u>議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない</u>こと。

(写真撮影及び録音、録画等の禁止) 牧之原市議会傍聴規則第9条から抜粋

傍聴席において<u>写真、映画等を撮影し又は録音等をしない</u>こと。 ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではありません。

(違反に対する措置) 牧之原市議会傍聴規則第12条から抜粋

傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを<u>退場さ</u>せることができる。